『論註』八番問答の問題点

相馬一意

一

私は、これまで曇鸞撰『往生論註』の思想内容の研究に取り組んできた。自分では、それなりに研究し終えたという感じがして、既刊の拙著『曇鸞《往生論註》の講究』（二〇一三年、永田文昌堂）の「解説篇」（五二頁）では、

この辺で、本当にまとまりをつけたいと思う。それで、これらの総まとめとして本著を刊行し、私の『論註』研究は、これで打ち止めにしたい。

と記しておいたところである。この時点でのいつわらない気持ちであった。ところが、この講本で学ばれている後輩の研究者が、一つ質問がある、としてこう問いかけてきた。

八番問答の第二問答で「五逆罪を犯しただけのものは往生できる」というが、第五問答で、「五逆罪を犯すのは、根本に謗法の心があってするのである。五逆罪だけを単独で犯すということはあり得ない」と述べている。一方、誹謗正法罪を犯す者は、第三問答で、「往生できない」とされているのであるから、ここの議論は矛盾しているのではないか。この点に関して、どう思うか。

と。正直にいえば、私にはこういう意識が欠落していた。主として参考にしていた深励の『註論講苑』に、この

問題に関して何も言及されていない①ことをいいことにして、見過ごしにしてきたといえば、いいわけにしかすぎないが、とにかく、この問題は私は考慮の外に置いてきたのである。研究の総まとめといいながら、まったく恥じ入る気持ちである。

よって、淺田正博先生の退職記念論集に寄稿を依頼されたこの機会に、右の後輩研究者からの質問、論難に答えようと考えたのである。「『論註』八番問答の問題点」と題してはいるが、したがって、いま議論し論及しようとするのは、八番の問答すべてに関してではなく、第一問答から第五問答についての範囲で、この五逆罪と謗法罪の往生という問題にかかわる事柄である。

二

私にとって初出の問題とはいえ、この問題に関しては、先行研究があった。ほぼ結論も得られているといってよかろう。こうした研究の業績を犯してはならないから、まずはそれらの紹介から始めるとしよう。あくまで私の管見にふれた研究のみではあるが、

一、普賢保之「親鸞における八番問答の受容」（『印仏研究』四一・一、一九九二年）

二、普賢保之「曇鸞における八番問答の意義」（一九九六年、永田文昌堂刊『曇鸞の世界』所収）

三、内藤知康「〈信文類〉逆謗除取釈についての一考察」（『真宗学』一〇五・一〇六合併号）

がある。これらの論考の中には、いわゆる宗学の先哲の意見も紹介されているから、この八番問答の論述の矛盾については、すでに周知の問題といわねばならないのであろう。とすれば、知らぬは本人ばかりで、まったく以て汗顔のいたりである。

しかし、これを知った以上、このまま放置してはそれこそ「総まとめ」にならないので、そこのところをどう理解するか、自身の見解をまとめておかねばならない。半分は、右の諸論考のおさらいになるかも知れないが、それを踏襲するだけでは研究論文にならないので、「四論仏性」を学んだという曇鸞であることに着目し、曇無讖訳『大般涅槃経』（四〇巻、北本）の記述を手がかりにして、曇鸞の五逆罪観あるいは謗法罪観等を考えてみたいと思う。

この内藤論文によれば、

> 一闡提は行為において全てが邪（善を行う能力が断たれている＝断善根）や仏法に対する信の欠如（信不具足）等、具体的な行為をいうのでもなく、抽象的な表現にとどまっていたり、また成仏不可能という結果からいわれているからであろう。[2]

と語られて、一闡提の意味が少しく曖昧であるといわれ、さらに、五逆・謗法・一闡提を同視するような考えをも認められて、

> 五逆を仏法への背反とまとめても大過ないのではなかろうか。つまり、五逆＝仏法への背反、謗法＝仏法の否定、一闡提＝仏法への無関心ということになり、結局いずれもそのままでは教化が不可能であるのは当然であるといえよう。[3]

とも述べられている。曇無讖訳『大般涅槃経』には、確かにこの三種がまとめて議論されていて、ときに区別が認められない場合もあり、「悉有仏性」にもかかわらず成仏できない存在であったはずのものが、結局一括して成仏できることにもなる。こうした記述を追うことで、内藤論文の疑問点にも答えることができようかと思う。

また、右の普賢論文一等に指摘されている[4]、『論註』下巻の口業功徳成就の文、

> 衆生、憍慢（きょうまん）を以ての故に、正法を誹謗し、賢聖（げんじょう）を毀呰（きし）し、尊長（尊は君父師なり。長は有徳の人及び兄党

なり）を捐庫す。是くのごとき人、応に抜舌の苦・瘖瘂の苦・言教不行の苦・無名聞の苦を受くべし。是くのごとき等の種種の諸苦の衆生、阿弥陀如来の至徳の名号、説法の音声を聞けば、上のごとき種種の口業の繋縛より皆解脱することを得て、如来の家に入りて畢竟じて平等の口業を得。[15]

を根拠にして、「八番問答」の矛盾点を解消する、あるいは、五逆罪や誇法罪を犯せる者の往生（成仏）をいうことも、やはり『大般涅槃経』の記述、思想を追うことで、よりはっきりするのではないかと考えている。曇鸞が、「四論仏性」を学んだというのは確かであろうし、ここの「仏性」が無識訳の北本涅槃経であることも疑いのないところであろう。こう考えて、『論註』八番問答の矛盾[16]を解消するものとして、いま、彼の直接の言葉は聞き得ないから、仏性説すなわち『大般涅槃経』を学んだ曇鸞ならこう答えるのではないか、と推断してこの論考をまとめるものである。

三

必ずしもここの八番問答の内容に通じている読者ばかりではないと思うし、議論の正確を期すためにも、第五番の問答までではあるが、その概略を記すことから始めたい。

第一問答では、『浄土論』に「普共諸衆生　往生安楽国」というのに基づいて、いかなる衆生が往生できるのか、という問いで始まる。まずは『無量寿経』下巻の第十七・十八願成就文を引いて、「一切の外の凡夫人は皆往生することを得」と、五逆罪と誹謗正法罪とを除いた外の凡夫人は皆往生できるという。そのうえで、『観無量寿経』の下々品の文を引いて、「下品の凡夫、但正法を誹謗せしめざれば、信仏の因縁をもて皆往生することを得」として、五逆罪を犯した者に関しては、往生できるものと考えている。

第二問答では、往生できないとされる者の範囲が、『大経』と『観経』とで相違しているように見えるから、この両経の矛盾をどう解釈すべきか、という議論がなされている。「一経には二種の重罪を具するを以てなり。一には五逆、二には正法を誹謗するなり。此の二種の罪を以ての故に、所以に往生することを得ず。一経には但十悪・五逆等の罪を作ると言ひて、正法を誹謗すとは言はず。正法を謗せざるを以ての故に、是の故に生ずることを得」というのが曇鸞の答えである。したがって、『大経』によって、五逆と謗法という二種の重罪を同時に犯した者は往生できないといい、『観経』によって、五逆や十悪を犯しただけでは、往生極楽の障りにはならないといっているわけで、「誹謗正法罪」を犯している者だけは、往生できる者の中から除かれる、というのが曇鸞の理解であるといえよう。

第三問答においては、第二問答をうけて、二種の重罪を同時に犯した者は往生できないとして、では、謗法の罪を犯してはいるが五逆罪は犯していない人の往生は可能かどうか、これが問題にされている。答えとして「但正法を誹謗せしむれば、更に余の罪無しと雖も、必ず生ずることを得ず」とあるから、謗法罪を犯している者だけは、五逆罪がなくても往生はかなわない、というのが曇鸞の主張である。それだけ謗法の罪が重大だというのである。

第四問答は、正法を誹謗するすがたについての議論である。無仏・無菩薩等のこころといえるが、簡潔な答えがなされているので、その答えの文のみ示しておこう。すなわち、「若し仏無く仏の法無し、菩薩無く菩薩の法無しと言はむ。是くのごとき等の見、若しは心に自ら解し、若しは他に従ひて受けて、其の心決定するを皆正法を誹謗すと名づく」とある。

では肝腎の第五の問答。ここの問いは「謗法罪が第四問答で答えられたようなすがたであるならば、内心の見解ということで、他人に被害を及ぼすことがなく、直接他に害を与える五逆罪より罪が重いとどうしていえるの

か」というものである。これに対して曇鸞は「汝但五逆罪の重たることを知れども、⑦五逆罪の、正法無きより生ずることを知らず。是の故に正法を謗する人、其の罪最も重し」と答えている。すなわち、出世間の善法もそれにつとめる賢者・聖者などのすべても、仏・菩薩があってはじめて示され、仏・菩薩の教えが説かれてこそ存在するようになるのであって、五逆罪といった重罪は、謗法罪を犯し、正法が失われているからこそ生じてくるのである。だから、正法を謗ってそれを失わせる罪は、世間・出世間の善法をなくし、五逆罪を生み出す大本であって、こちらの方が重いことはいうまでもない、というのである。

五逆罪の根本には謗法罪があるという。とすると、第一、第二の問答にいう五逆罪の者の往生を認める説は、ここに来て成り立たないことになるわけである。五逆を犯す根本には必ず謗法のこころがある。曇鸞は、これ以上の言及をしていないから、これは明らかな論理的矛盾というべきであろう。本来ならば、往生が可能だとする五逆罪について、その根拠となる謗法の観点から、もう一言あってしかるべきであるし、謗法罪の者が本当に往生できないのかどうか、これについても何らかのフォローがなされるべきであった。

四

第二項に示した先行研究には、義寂の『大経疏』に基づく、ただ五逆罪だけを犯す者と謗法罪を本として五逆罪を犯す者との二種があるという説が紹介されている⑧。こういう説にしたがって、第一・第二問答で往生を許す五逆罪は、「但造五逆」の場合であって、第五問答の五逆罪は謗法罪との「兼造」をいうので、種類が違うとして会通するのは、おそらく曇鸞の説とはいいがたい。また、この普賢論文二にいう月珠の説⑨も、認めがたいと思う。往生できる五逆とは、謗法のこころに基づき五逆罪を犯したが、慚愧し回心して、つまり謗法罪を滅して五

逆罪だけになった者をいう、などという解釈は、曇鸞は何も示していないからである。

先哲方は、七高僧の第三祖曇鸞ということで、私のように論理的矛盾だなどといわないで、何とかつじつま合わせに苦労されているのであろう。けれども、私は、こういう解釈には賛成できない。曇鸞『論註』における一つの欠陥部として記憶にとどめたいと思う。

しかしまた、『論註』下巻の口業功徳成就の文（本論文の第二項に原文をあげておいた。戻って確認されたい）からすれば、謗法罪の者といえども、救われる可能性を曇鸞が認めていたことは明確であるから、それを睨んで論理展開する余地は残されている。普賢保之氏は、「他者の論理を曇鸞に取り込むべきではなく、曇鸞独自の考え方を基準に考えるべき」と語り[10]、この曇鸞の独自の考え方を推論されている[11]。そして、氏は真宗学者であるから、最後は、親鸞の見方とも一致しているというかたちでまとめをされている。

果たして同様の結論を得ることができるかどうか、保証の限りではないが、私は、「善巧摂化章」の記述に解釈のヒントを得ることと、前言したように、『大般涅槃経』（曇鸞が学んだはずの仏性説）の思想に根拠を求めて、論述を進めてみたい。

五

『論註』下巻の「善巧摂化章」では、浄土願生行者・菩薩の善巧方便廻向が説かれている。『浄土論』の「作願摂取一切衆生共同生彼安楽仏国」という句を受けて、曇鸞は、この章を解説しているのであるから、五念門の第五廻向門のあり方を「善巧摂化」という概念で説明しているのである。

願生行者は、まず、「無上菩提心」をおこしたうえで浄土を願生し五念門を修しているのであるが、このここ

ろは「願作仏心」であり、これはすなわち「度衆生心」であるという。度衆生心とは、「衆生を摂取して有仏の国土に生ぜしむる心なり」といわれ、衆生を浄土に生まれさせるために、「己が集むる所の一切功徳を以て一切衆生に施与して、共に仏道に向かふなり」と語られている。さらに、このところの「巧方便」を解説して、

巧方便とは謂はく、菩薩願ずらく、己が智慧の火を以て一切衆生の煩悩の草木を焼かむに、若し一衆生として成仏せざること有らば、我作仏せじ、と。(12)

と述べている。そして曇鸞は、有名な「火栴(かてん)のたとえ」を出して、「其の身を後にして、而も身先だつを以ての故に巧方便と名づく」と、巧方便を説明し、さらに、「此の中に方便と言ふは」として、「一切衆生を摂取して共に同じく彼の安楽仏国に生ぜむと作願するなり」云々と続けている。

『浄土論』にいう「普共諸衆生　往生安楽国」の衆生を説明して、一方は、五逆罪と謗法罪を犯した者は含まないといい、あるいは、五逆罪は根本に謗法のこころがあって犯すので、これだけ単独ではあり得ず、謗法の者は決して往生できないとする。他方、ここではそういった除外規定はまったく認められない。「度衆生心」といい、「一切衆生に施与して」「一切衆生の煩悩の草木を焼かむ」、あるいは「一切衆生を摂取して」等と、「一切衆生」が強調されている。その上で、右に引用した、菩薩の作願の「若し一衆生として成仏せざること有らば、我作仏せじ」という表現もあり、ここの釈の最後の「一切衆生を摂取して共に同じく彼の安楽仏国に生ぜむと作願するなり」という句は、そっくりそのまま、『浄土論』の論文を、一字一句も増減せずにくり返しているのである。ここでは、願生行者・菩薩の功徳の廻向によって、一切の衆生が等しく往生せしめられるのである。例外は何もない。

先に第二項に示した『論註』下巻の口業功徳成就の文からみて、謗法罪の者（五逆罪は謗法のこころを根本とするという曇鸞の主張を認めれば、五逆罪の者も）は、結局は、往生できて成仏が可能であるとすれば、ここ

「善巧摂化章」の解釈は、「八番問答」の議論より優先されてしかるべきであろう。まして、「覈求其本釈」の精神を睨んで考えれば、ここに五逆罪や謗法罪の者が除かれる理由はないといえる。謗法罪の者といえども救われる。これが論理的必然といえよう。

要するに、こうしてこの「善巧摂化章」の記述から押せば、八番問答の議論は訂正されねばならないと思われる。誹謗正法の罪は犯しても、やがては救われる。この罪は、阿鼻大地獄から抜けだせる時が示されないような重大この上ない罪ではあるが、だからといって、決して永遠に救われないものではないのである。五逆罪は、謗法のこころからおこる場合も多いが、『観経』に五逆・十悪の者は救われるとあるように、必ずしもすべてが誹謗正法罪を根拠としているとは限らない。こういう方向で、八番問答は読み替えられなければならない、ということである。

私は、いま、「善巧摂化章」の記述をヒントにすれば、このように考えるべきだと思っている。したがって、拙著の八番問答に対する解説も、これと同列の意で訂正を願うところである。

六

それでは、肝腎の『大般涅槃経』の記述の検討に入るとしよう。

右に紹介した内藤論文でも議論されているが、一闡提という存在は、『大般涅槃経』に出て、「断善根」とか「信不具足」などと訳されているものであり、誹謗正法と意味がだいぶかぶっているように思われる。それで、まずはこの語を頼りに『涅槃経』の記述を検索してみた。

最初に、一闡提が「謗法」の意で用いられていることが明らかな定義の一端を挙げてみよう。

悪者謂謗方等大乗経典。可作者謂一闡提説無方等。以是義故一闡提輩無心趣向清浄善法。（四一八下）[13]

「悪」とは方等大乗経典を謗るを謂ふ。「可作」とは、一闡提の方等無しと説くを謂ふ。是の義を以ての故に、一闡提の輩は清浄善法に趣向するに心無し。（一七五頁）[14]

発麁悪言誹謗正法、造是重業永不改悔心無慚愧、如是等人名為趣向一闡提道。（四二五中）

若犯四重作五逆罪自知定犯如是重事而心初無怖畏慚愧不肯発露、於仏正法永無護惜建立之心毀呰軽賤言多過咎、如是等人亦名趣向一闡提道。（同上）

若復説言無仏法僧、如是等人亦名趣向一闡提道。（同上）

麁悪言を発して正法を誹謗し、是の重業を造りて永く改悔せず、心に慚愧無くば、是の如き等の人を、名けて一闡提の道に趣向すと為す。（一九八頁）

若四重を犯し、五逆罪を作り、自ら定んで是の如き重事を犯すを知りつゝ、而も心に初て怖畏、慚愧無く、肯て発露せず。仏の正法に於て、永く護惜建立の心無く、毀呰軽賤して、言に過咎多き、是の如き等の人も、亦一闡提の道に趣向すと名く。（同上）

若復説きて、仏法僧無しと言ふも、是の如き等の人も、亦一闡提の道に趣向すと名く。（一九九頁）

とあるのをみれば、一闡提が誹謗正法をも意味していることは歴然としている。したがって、この一闡提が救われてゆく記述をたどって行くならば、謗法罪の者も往生・成仏が得られるということになるであろう。

周知のことであるが、仏性はあるといわれながらも成仏できるものから除かれていた一闡提であっても、『涅槃経』の後半（第二一巻以後）になって、成仏が可能と説かれるようになる。よって、一闡提という用語での検索は全巻で完了しているが、いまは、この第二一～四〇巻の範囲で、めぼしい記述を拾うことにする。

経の巻第二一の「徳王菩薩品」にいたると、とうとう、一闡提の成仏が示される。

①能知如来深密義者、所謂即是大般涅槃。一切衆生悉有仏性懺四重禁除謗法心尽五逆罪滅一闡提、然後得成阿褥多羅三藐三菩提。是名甚深秘密之義。（四八八中）

能く如来の深密の義を知るとは、所謂即ち是れ大般涅槃なり。一切衆生悉く仏性有り、四重禁を懺し、謗法の心を除き、五逆罪を尽し、一闡提を滅し、然して後阿褥多羅三藐三菩提を成ずることを得。是れを甚深秘密の義と名づく。（三四三頁）

とある。「一闡提を滅し」というだけで、その中身はいまだ示されてはいないが、一闡提も滅することができるし、謗法も除き得ることが明らかであって、「如来深密義」ではあるが、一闡提（謗法）が成仏できることは明確であろう。

②一闡提者亦不決定。若決定者是一闡提終不能得阿褥多羅三藐三菩提。以不決定是故能得。（四九三下）

一闡提は亦決定せじ。若し決定せば、是の一闡提は終に阿褥多羅三藐三菩提を得る能はじ。不決定を以て、是の故に能く得。（三六一頁）

とあるのは、一闡提という存在が決定的のものでないことを語っている。ここの議論は、一切の諸法が「不決定」ということで、一闡提もその中の一つであるから、無上正等覚を得ることができるというのである。

③一切諸仏所有涅槃常楽我浄、是故為定。無生老壊、是故為定。一闡提等犯四重禁誹謗方等作五逆罪、捨除本心必定得故是故為定。（五〇五上）

一切諸仏の所有の涅槃は常・楽・我・浄なり、是の故に定と為す。生・老壊無し、是の故に定と為す。一闡提等・犯四重禁・誹謗方等・作五逆罪も、[15]本心を捨除せば、必定して得るが故に是の故に定と為す。（三九九頁）

というのは、今度は、涅槃は「定」ということで説いているのだが、それを、一闡提等が「本心を捨除する」こ

とによって涅槃を得ることであると語っている。

④知諸衆生皆有仏性、以仏性故一闡提等捨離本心、悉当得成阿褥多羅三藐三菩提。如此皆是声聞縁覚所不能知、菩薩能知。（五〇五下）

諸の衆生は皆仏性有り、仏性を以ての故に、一闡提等本心を捨離せば、悉く当に阿褥多羅三藐三菩提を成ずるを得べしと知る。此の如きは皆是れ声聞・縁覚の知る能はざる所、菩薩は能く知る。（四〇一頁）

もまた、③と同意で、「本心を捨離」するとある。わざわざこれを示したのは、①の「如来深密義」ということを、本経は「此の如きは皆是れ声聞・縁覚の知る能はざる所、菩薩は能く知る」という表現で述べている、このことを言いたかったためである。

⑤一闡提輩若遇善友諸仏菩薩聞説深法、及以不遇俱不得離一闡提心。何以故。断善法故。一闡提輩亦得阿褥多羅三藐三菩提、所以者何。若能発於菩提之心則不復名一闡提也。（五一九上）

一闡提の輩は若し、善友、諸仏菩薩に遇ひて深法を説くを聞くも、及以（および）遇はざるも、倶に一闡提の心を離ることを得ず。何を以ての故に。善法を断ずるが故なり。「一闡提の輩も亦阿褥多羅三藐三菩提を得ん」とは、所以は何ぞ。若し能く菩提の心を発せば、則ち復一闡提と名づけざるなり。（四四五頁）

⑥一闡提輩不見仏性、云何能遮三悪道罪。善男子若一闡提信有仏性、当知、是人不至三悪、是亦不名一闡提也。以不自信有仏性故即堕三悪、堕三悪故名一闡提。（五一九中）

一闡提の輩仏性を見ず、云何ぞ能く三悪道の罪を遮せん。善男子、若し一闡提にして仏性有るを信ぜば、当に知るべし、是の人は三悪に至らず、是れ亦一闡提と名づけざるを。自ら仏性有るを信ぜざるを以ての故に、即ち三悪に堕し、三悪に堕するが故に一闡提と名づくるなり。（四四七頁）

⑦答言非仏法僧我所作也。乃是煩悩之所構集。以直心故信有仏性、信仏性故則不得名一闡提也。（五一九下）

答へて「仏法僧に非ず、我が所作なり」と言ふ。乃ち是れ煩悩の構集する所なり。直心を以ての故に、仏性有るを信じ、仏性を信ずるが故に、則ち一闡提と名づくることを得ず。（四四八頁）

この⑤⑥⑦の三文は、ほぼ一連のものといってよい。一闡提はたとい妙法に遇うも遇わざるも発菩提心しえずと説かれ、また、一闡提は断善根なりともいわれてきた。しかし、それと、ここに強調される「不断仏性」ということが、両立しがたい矛盾のように感じられるので、これをどのように理解すべきであるか、という徳王菩薩の質問に答えるところ、いわば、一闡提論のまとめのようなところであるからである。

文意は、もはや解説の要はあるまい。一闡提であった者も、菩提心を発し仏性有りと信ずるならば、もはや、そういう存在は一闡提とは呼ばない、というのである。一闡提というあり方も転ずることができることが、ここに歴然としている。

⑧所言常[16]没者、有人聞是大涅槃経、如来常住無有変易、常楽我浄、終不畢竟入於涅槃。一切衆生悉有仏性。一闡提人謗方等経作五逆罪犯四重禁、必当得成菩提之道。須陀洹人斯陀含人阿那含人阿羅漢人辟支仏等、必当得成阿褥多羅三藐三菩提、聞是語已……（五七四下）

言う所の常に没すとは、人有りて是の大涅槃経の「如来は常住にして変易有ること無く、常・楽・我・浄なり、終に畢竟じて涅槃に入らず。一切衆生悉く仏性有り。一闡提の人―謗方等経・作五逆罪・犯四重禁は―必ず当に菩提の道を成ずることを得べし。須陀洹人・斯陀含人・阿那含人・阿羅漢人・辟支仏等も、必ず当に阿褥多羅三藐三菩提を成ずることを得べし」を聞き、是の語を聞き已り……（六三九頁）

⑨如是微妙大涅槃中、従一闡提上至諸仏、雖有異名然亦不離於仏性水。（五七九中）

是の如く微妙の大涅槃の中、一闡提より上諸仏に至りて、異名有りと雖も然も亦仏性の水を離れず。（六五五頁）

一闡提から仏までの衆生を七種にわけて解説するところの、最初と結のところが⑧と⑨の文である。⑨の言明によって、一闡提も仏も、分位の差別であって、本質的な相違はないと理解できよう。不浄時（衆生）と浄不浄時（菩薩）と善浄時（仏）という時差別は、結局は「無差別」だというのが『宝性論』の説であるが、そこに至る思想として興味深いものがあろう。

⑧は『大涅槃経』と自称している本経の主張がまとめられている。その中に、一闡提の成仏が明言されているのはいうまでもない。このところ、原漢文と比較して、訳注者の「一闡提の人―謗方等経・作五逆罪・犯四重禁は―」という解釈に注意されたい。一闡提が、謗方等経や作五逆罪等の総称語として用いられていると考えているわけであるが、私も、この考えに賛成である。ここまで引用してきた経本文にもそのことが明らかであろうし、ここにいたるまでの『涅槃経』の議論から見ても、この扱いは当然のことであろう。

⑩若有説言一闡提等未生善法、便得阿褥多羅三藐三菩提、是人亦名謗仏法僧。若復有言一闡提人捨一闡提於異身中得阿褥多羅三藐三菩提、是人亦名謗仏法僧。若復説言一闡提人能生善根、生善根已相続不断得阿褥多羅三藐三菩提。故言一闡提得阿褥多羅三藐三菩提、当知、是人不謗三宝。（五八〇中）

若し説いて「一闡提等未だ善法を生ぜずして、便ち阿褥多羅三藐三菩提を得」と言ふ有らば、是の人も亦仏・法・僧を謗すと名づく。若し復「一闡提の人は一闡提を捨てて、異身の中に於て阿褥多羅三藐三菩提を得」と言ふ有らば、是の人も亦仏・法・僧を謗すと名づく。若し復説いて「一闡提の人は、能く善根を生じ、善根を生じ已りて相続して断ぜざれば、阿褥多羅三藐三菩提を得。故に一闡提は阿褥多羅三藐三菩提を得」と言はば、当に知るべし、この人は三宝を謗せざるを。（六五八頁）

この文は、一闡提が一闡提を離れて成仏してゆくあり方を、「能く善根を生じ、善根を生じ已りて相続して断ぜざれば」というかたちで説き、そう理解するのが三宝を誹謗するあり方でないものといい、そのところを、

「一闡提を捨てて、異身の中に」成仏するといえば、これは謗法罪に当たるとしている。少し細かな議論もあって、何が謗法であるか理解しずらいところもあるが、一闡提が決定的・固定的でないことは明らかであろう。

以上のような表現を検索することができた。似たような表現をあげればまだまであるであろう。一闡提にかかわる記述というなら、この他にもいくらでもあるが、いまは、当面の課題に直接関係すると思われるもののみを出した。これだけ示しておけば、一闡提が成仏できるという教説に疑いはなく、この一闡提が誹謗正法罪を意味し得たことも十分に把握可能であると思われる。そして、曇鸞がこれを知っていたと考えても不都合はないはずである。

七

最後に、簡単なまとめをしておこう。

曇鸞が「四論仏性」を学んだことは間違いのないところである。そのうち「仏性」とは、曇無讖訳『大般涅槃経』のことであろう。ひょっとして勒那摩提訳『宝性論』の教理も学んでいるかも知れないが、この『涅槃経』が除かれることはないであろう。北魏の曇鸞と曇無讖訳の諸経論に基づく北涼の仏教との密接な関係を考えれば、これは決して否定できない。

であるから、「闡提成仏」の観念を曇鸞は当然に知っていたのである。そして、一々丁寧な解説はしなかったけれども、この成仏できる一闡提という存在が、誹謗正法罪を犯した者という概念と密接に関係していたことも知り得たことは、右に引いた文章群から明らかであると言わねばなるまい。とすれば、謗法のものが決して救われないという「八番問答」の説は、あり得ないのである。

もちろんのこと、「往生」と「成仏」とは異なった概念で、『大般涅槃経』には往生ということは説かれていない。しかしながら、曇鸞においても、往生は無上正等覚（成仏）のためにあるのであって、成仏とはあっても往生とはないからといって、八番問答の説を強弁することはできないであろう。ましてや、彼自らが、下巻の口業功徳成就の文で、謗法の者の往生に道を開いているのであるし、「善巧摂化章」の記述からしても、そのように考えるべきことは、本論考の第五項に指摘しておいたところである。

したがって、『大般涅槃経』の一闡提にかかわる教説からしても、八番問答の議論は認められない。謗法罪が往生できないというのは、謗法の状態のままでは、と但し書きの一項を入れる必要があるし、五逆罪が謗法罪を根底にして犯されるというのも訂正されねばならない。このままでは、「八番問答」は論理的に矛盾している、という結論は動かないと思われる。

もっとも、これが親鸞と同様の考えであるとして会通可能かどうかは、私の関知しないところである。[17] 謗法罪の者も「回心」すれば謗法でなくなるとは思われるが、善導の解釈もあることだし、他の考え方もあり得るのではなかろうか。

註

① 香月院深励の『註論講苑』（現今の活字版は『浄土論註講義』と題されて、法蔵館から刊行されている。筆者の依用したものは、昭和六〇年版であり、第四刷となっている）の巻第六（『講義』の三四一～三五七頁）には、第一～第五問答の解説がなされている。しかしながら、ここに、当面の問題に関しての言及は何もない。

② 『真宗学』一〇五・一〇六合併号、平成一四（二〇〇二）年の二五六頁。

③ 同右二六〇～二六一頁。

④ 『印度学仏教学研究』四一・一、一九九二年の一九二頁下段の記述を見よ。

⑤ 本論考の最初に出した、拙著『曇鸞《往生論註》の講究』における書き下し文である。二八九頁を参照されたい。なお、この中「是くのごとき人、応に抜舌の苦・瘖瘂の苦・言教不行の苦・無名聞の苦を受くべし」という表現は、現代の平等思想の観点から、そのまま認めることはできない。論文の筆者・相馬がこれを肯定し認めた上での引用ではないこと、いうまでもないことではあろうが、念のためここに一言しておく。

⑥ 現代の仏教研究者として、はっきり断言しておくが、ここの問答が矛盾であることは明らかである。私は、これを「五逆罪」にも兼罪と単罪の二種があってなどと、何とか会通させようとは思わない。ただ、これでは『論註』自体の記述が一貫しなくなるから、曇鸞の立場なら、どのような論理をもって修正を施し、全体の整合性をはかるべきであるかについて、議論しているのである。

⑦ 拙著『曇鸞《往生論註》の講究』二七三頁の書き下し文では、傍点部は、これまでの伝統の訓読にしたがって、「知りて」としている。けれども、意味をよりはっきりさせるにはこちらがよいと考えて、いまは訓みかえている。

⑧ 普賢論文二なら、『曇鸞の世界』四〇頁、内藤論文では、註記の(7)(二六八頁)を参照されたい。

⑨ 『曇鸞の世界』四〇頁から四一頁にかけてを見よ。

⑩ 普賢論文一の一九一頁上段。

⑪ 同じく普賢論文二の四一～四七頁を参照。

⑫ 拙著『講究』の四四五頁。なお、ここの「善巧摂化章」の本文は、すべて拙著の四四〇～四五二頁を参照されたい。

⑬ この漢文は、『大正大蔵経』巻第一二(第三七四番)のものである。ただし、漢字は新漢字に改めて出している。以下すべて『涅槃経』の本文は同様で、このように、頁数と段の上中下のみで示す。

⑭ この書き下し文は、『国訳一切経』「涅槃部一・二」(常磐大定訳・横超慧日校訂)によっている。また、漢字を新漢字に改めていることは、漢文の場合と同様である。以下すべて、書籍の左右に記されている漢数字の頁(一・二巻を通じての頁)のみを示す。

⑮ 『国訳一切経』の書き下し文をそのまま出しているが、私なら、ここは「一闡提等の、四重禁を犯し、方等を誹謗し、五逆罪を作るものも」くらいに訓読する。

⑯ 『大正蔵経』の本文にはこの「常」の字はないが、ここは七種衆生の第一の「常没の者」の解説部分なので、当然にあるべきであると考えて、脚註に示されている三本にしたがって入れた。なお、「七種衆生(七衆生)」とは、恒河

を渡るたとえによる命名で、①常没、②暫出還没、③出已則住、④出已遍観四方、⑤遍観已行、⑥行已復住、⑦水陸俱行をいう。詳しくは本文を参照されたい。「常没」が一闡提にあたることは引用文に明らかだし、⑦には、阿羅漢・辟支仏・菩薩・仏が入れられている。

⑰ 前掲の普賢論文一の第五項の論述を見よ。

キーワード　八番問答、五逆罪、誹謗正法、四論仏性